

令和6年5月13日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

総務委員会

委員長 せりざわ裕次郎

**総務委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）**

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「シティプロモーションについて」および「財政について」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

**1. シティプロモーションについて**

品川区のこれまでの取組みや成果、新区長就任に伴う今後の方向性などについて、調査・研究を行った。

**【調査項目の概要】**

シティプロモーションは、平成27年度に「わ！しながわ」を合言葉に、品川区の魅力発信や区民を巻き込んだ機運の醸成を目的に開始した。開始当時は、将来の人口減少社会到来を見据え、都市間競争において活力ある品川区であり続ける必要があったこと、平成29年3月の区制70周年、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催やそれに伴う羽田空港国際便の増便等、区を取り巻く環境が大きく変わる時期であったことから、区外の方に向けては、区の魅力に触れることで品川区に住みたいと感じられるプロモーション、区民に対しては、品川区民であることに一層の誇りと愛着を感じられるプロモーションを、居住選択の自由度が高い若い女性をメインターゲットに行ってきた。新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降は、感染状況を見つつ、多くの事業を区民対象として区の魅力を発信し、区民の活力向上につながる取組みを実施している。

現在は業務の外部委託やSNS等のデジタルコンテンツを活用したPR事業を中心に、アナログやデジタルを駆使し、多世代に向けて様々なコンテンツを展開し、魅力発信を行

っている。今年度は、ユーチューブの広告を利用したアニメ動画である、「あいしてやまない課」や、区で活躍する団体等へのインタビュー記事をウェブ掲載する「いいわ！しながわ」等の事業を行い、区のPRを図っている。

取組みの成果として、令和4年の世論調査においては、東京都区部の水準を大幅に上回る9割を超える定住意向や人口推計を1割程度上回る人口増、5年未満の短期居住者の減少等につながるとともに、地域ブランド調査における居留意欲度も上昇している。

区民のニーズや価値観、社会状況が変化し多様化する現在においては、行政だけで地域課題を解決するのではなく、区民の理解と共感を得て区民とともに課題を解決し、区民とともに品川区を創っていく必要がある。「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」の実現に向け、「新時代のしながわ」を推進していくため、これまでの取組みだけにとどまらず、品川区が定住都市として積極的に選択されることや関係人口、交流人口を増やすために区の価値を創っていく都市ブランディングの戦略的实施を検討していく。

都市ブランディングのイメージとしては、区民とともに品川区のブランドを創出し、品川区に愛着と共感の輪を広げ、区のプレゼンスを向上させるとしており、区民とともに共通の価値観を持ち、品川区の将来像を区民と一緒にディスカッションしながら創っていく。

都市ブランディングを創るスキームは、予備調査として、他自治体における都市ブランディングの事例調査等を行った後、地域資源の洗い出し、質的調査としてステークホルダーへのヒアリング、量的調査としてSNS等を活用したアンケート調査を行う予定で考えており、調査アンケートの分析後、ブランディングの可能性や課題を検討していく。

### 【各委員からの主な意見】

- 区の歴史や文化をシティプロモーションに活用するとともに、地域の歴史を知る語り部となる区民の方を活かす取組みを検討されたい。
- シティプロモーションを積極的に進めていくのであれば、シティプロモーションに特化した部署を設置し進めていくとともに、専門知識を持つ民間経験者の採用等も検討されたい。
- シティプロモーションの推進に当たっては、目的や目標を明確に設定し、事業展開されたい。
- 区民からの情報や意見を様々な媒体を活用して収集し、事業に活用するとともに、民間事業者を活用した取組みも検討されたい。
- 今後の人口減少を見据え、既存の区民に定住してもらえるよう、シビックプライドの向上に重点を置いた取組みを実施されたい。

## 2. 財政について

品川区の財政や財源の現状、今後の財源確保策やふるさと納税の取組みなどについて、調査・研究を行った。

### 【調査項目の概要】

#### (1)財政の現状について

歳入は、用途が特定されていない一般財源と、国や都からの支出金など、充当される事業がある程度特定される特定財源の2つに分類され、財源確保においては、とりわけ一般財源の確保が課題となる。区の歳入の根幹は、特別区税と特別区財政調整交付金の2つで、令和5年度においては、2つの合計で歳入全体の約半分を占めている。いずれも経済状況の影響が大きい歳入であるが、コロナ禍を通じても比較的堅調に推移している。歳出については、一時期コロナ禍の歳入減を見越して前年比減とした年度もあったが、概ね増傾向で推移している。起債については、公共施設等の建設などハード面のものが中心となっている。特定目的基金については、公共施設整備基金や財政調整基金など、全部で8つほどあり、現在は、起債と比較し、特定目的基金が大きく上回っており、安定した財政運営ができていると考えている。

#### (2)財源確保の課題

財源確保に対する主な課題としては、特別区民税について、都区間の財源配分について、不合理な税制度の是正の3点があげられる。

1点目の特別区民税については、個人収入の増減が歳入額に直接影響すること、人口変動による納税義務者数の増減、ふるさと納税による影響があげられる。

2点目の都区間の財源配分については、都区財政調整交付金と都市計画交付金が挙げられる。都区財政調整交付金については、都区間の配分割合について、都区間の考えに隔たりがあることに加え、特別交付金は、都が恣意的に事業を決めることができ、それに影響する部分が多いため、普通交付金の割合を増やすよう要求している。また、都市計画交付金については、区に対して都市計画税の7、8%程度しか交付されておらず、実際の都市計画の割合である都70%、区30%と大きく乖離している。

3点目の不合理な税制度の是正については、複数回にわたる法人税の一部国有化が挙げられる。これは、国が地方交付税の原資とするために行ってきたものであるが、特別区は地方交付税不交付団体であるため、大幅な税収減となっている。これまでの国税化は、応益負担や負担分任といった地方税の本旨を無視したものとなっており、自治体が責任を持って役割を果たすことができる税制度になるよう、国に求めている。

### (3)財源確保策としてのふるさと納税の取組みについて

流出額が年々増加し、流入額との乖離が大きくなっている。これまで特別区長会では、総務省など関係機関に、ふるさと納税制度等の税源偏在是正措置に対して断固反対の意思を表明し、見直しを要望しており、区ではそれに伴い、返礼品競争には加担せず、制度内容を遵守して実施してきている。返礼品を新規導入する際は、区の魅力を対外的にPRし、訪れたい、住みたいと思ってもらえる魅力的な区の創出を目的に、フライトシミュレーター操縦体験などの体験型商品を中心に選定を進めてきたところである。

今後は、流入額増加に向け、制度の見直しを求めるスタンスに変わりはないが、現行制度の範囲内で流入額を拡大するため、クラウドファンディング型ふるさと納税実施事業を拡大するとともに、体験型に重点を置いた返礼品をさらに拡充していく。今後は、税務課だけでなく、企画、広報部門等との連携も密にし、取組みを推進していく。

### (4)都区財政調整制度の概要

固定資産税、市町村民税（法人分）、特別土地保有税、法人事業税交付対象額、固定資産税減収補填特別交付金を原資に、特別区には55.1%が交付され、その95%が普通交付金、5%が特別交付金として、基準財政需要額では算定されない特別な事由等に対して交付される。なお、普通交付金の算定額は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが基本となるが、算定割合に基づいた、普通交付金の交付総額が上限となる。

普通交付金の交付スケジュールについては、5月に人口などの値について、東京都と数値の確認を行い、この数値に基づき、7月に基準財政需要額と基準財政収入額の算定照合、8月に普通交付金の当初算定が行われる。この後、法人住民税等の積算見込みが算出され、交付金見込みと当初算定に一定の差が発生する場合、1月頃に再算定として追加交付、または減額される。特別交付金については、8月に特別交付金申請を行い、その後、実際の支出に基づき再度申請を行い、3月に交付決定される。

都区財政調整協議については、例年6月頃から始動し、特別区としての財政調整の大枠の方向性を決定後、決算分析を行っている。その後、決算分析のワーキンググループ等で検討し、区長会等での審議を経て、特別区側の提案をまとめ、最終的には、都側の提案も含め、都区財政調整協議会および都区財政調整協議会幹事会で協議・調整、1月下旬頃に合意し、その後、3月の都議会で条例改正が行われ、正式に決定される。

#### 【各委員からの主な意見】

○特別区内の一定数以上の区が行っている事業の洗い出しを行い、特別区長会等から都へ算定の要望を行うなど、財政調整交付金の算定を増やすための取組みを進められたい。

- タワーマンションの増加等に伴い固定資産税の税収が増えている中、将来の住環境等の維持・整備も見据え、固定資産税の増収分を特別区へ配分するよう都に求められたい。
- ふるさと納税の推進については、専門知識を持つ専門職の採用および活用を検討されたい。
- ふるさと納税における流入額を増やすため、ホテルの宿泊券や旅行券を返礼品として導入するなど、新たな取組みの検討を進められたい。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和5年7月4日	所管事務調査項目決定
行政視察 令和5年10月25日～ 令和5年10月27日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 ・四日市市役所:シティプロモーションについて ・加西市役所:ふるさと納税の取組みについて
令和5年11月7日	「シティプロモーションについて」 調査・研究
令和6年1月22日	「財政について」 調査・研究

令和6年5月13日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

区民委員会

委員長 西村直子

## 区民委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「町会・自治会支援について」、「中小企業支援について」および「都市型観光について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

### 1. 町会・自治会支援について

町会・自治会の活動活性化に向けた品川区の取組について、調査・研究を行った。

#### 【調査項目の概要】

区は、地縁組織の一つである町会・自治会がより力を発揮しやすい仕組みをつくるとともに、区の支援策を再構築するため、平成28年4月に23区初となる「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定した。

条例の主な内容は、町会・自治会の位置付けの明確化、区民・事業者に対する参加協力依頼、区の責務の明確化である。特に、マンション事業者に対しては「地域連絡調整員」の選任を義務付けた。他方で区の責務として、町会・自治会と協働して地域コミュニティの活性化の施策を実施すること、町会・自治会活動への参加および加入促進について支援を行うことを明確化した。

条例制定以降は、区内201町会・自治会を対象とした「町会・自治会活動活性化促進調査」（令和2・3年度実施）により、町会・自治会における課題や求める支援を把握し、財政的な支援とともに、さらなる町会・自治会活動の活性化に向け、加入促進や個別課題に対応する伴走型支援など、きめ細やかな支援に取り組んでいる。

条例制定以前に7種であった補助金メニューは、現在14種に増え、町会・自治会活動

に活用されている。特に、コロナ後の活動本格再開による事業実施を後押しするため、今年度5月補正予算で補助率や上限額などを拡充した児童参加地域事業補助金の申請実績は、コロナ前の令和元年度は43件であったのに対し、今年度は12月末時点で120件と、大幅に伸びている。

また、シナモロールを活用した町会・自治会加入申し込みハガキや紙袋等を配布し、オンラインで手続きができるようQRコードを貼付するなど加入促進への工夫を図っている。

さらに、令和4年度から開始した伴走型支援プログラムでは、専門コンサルタントを町会・自治会に派遣し、個別具体的な課題や悩みに寄り添い、支援プログラムを計画して実行している。ほかに、町会・自治会が抱える共通の悩みなどをテーマに、地区を越えて情報交換や交流・親睦を図ったり、ICTを活用した先進的な取組や、若手住民の参加を促す工夫をしている取組などをまとめた好事例集を作成・配布したりすることで、情報共有を図っている。

今後の町会・自治会支援の方向性としては、NPOや企業、商店街など地域の多様な団体との連携強化によりさらなる活動の活性化を目指せるよう支援すること、また、町会とマンションの関係づくりについて、町会加入や居住者の町会活動参加に結びついた成功事例等を分析・展開することで、関係構築に苦慮する町会への支援につなげていく。

### 【各委員からの主な意見】

- 町会とマンションとの関係づくりについて、成功事例をしっかりと町会に周知し、展開されたい。
- SNSやホームページなど既存のプラットフォームを活用して、各町会・自治会が効率的かつ効果的に情報発信できるよう支援策を検討されたい。
- 一時的なメリットやインセンティブのみならず、地域コミュニティの重要性を区民と共に考え、町会・自治会への加入・活動参加に繋げることができるよう、引き続き努められたい。
- 町会・自治会活動の好事例について、区内はもとより、他区における実績・情報の収集や共有に一層取り組まれたい。

## 2. 中小企業支援について

中小企業への人材確保・人材育成支援および創業・スタートアップ支援に係る品川区の取組について、調査・研究を行った。

## 【調査項目の概要】

区独自の人材確保支援として、日本式の高等専門学校教育および日本語教育を取り入れたモンゴル高専との科学技術交流事業により、区内中小企業における海外人材活用支援を進めており、令和元年以降、20名が区内製造業6社に就職している。本事業は、まず日本での就職に興味を持つ学生を招聘し、約1週間の短期交流として、区や区内企業を知るための体験プログラムを実施し、その翌年、区内製造業で約1か月間のインターンシップに入る。区ではその間の入国・滞在サポートや集合研修、成果発表会などを行い、インターンシップ後は日本語講座やビジネスマナー研修による就職支援を、就職後は、区主催の勉強会や交流会、区職員等による各社訪問などの定着支援を図っている。今後は、モンゴルのスタートアップ企業とのビジネス交流や、区内企業のモンゴル進出も視野に入れた連携拡大が期待でき、主な連携先として、モンゴル高専、モンゴルの教育・政府機関や、日本政府の海外協力機関との協力関係も深めながら、着実に進めていく。

人材育成支援では、DX・デジタル技術活用推進事業を実施している。自社でのDX・デジタル技術の活用や人材育成が困難な区内中小企業を対象に、生産性向上や新事業創出の取組を支援するもので、セミナーや先進企業の見学会、製品体験会のほか、デジタル人材育成講座や専門家派遣・相談対応等も行っている。

創業支援については、区内での起業を希望する、または創業間もない起業家を対象に、事業活動スペースの提供をはじめ、セミナー、交流会、専門家相談、助成金等の活用支援を進めている。品川産業支援交流施設（SHIP）は創業支援施設の中心的存在で、コワーキングスペースの提供のほか、大型イベントホール、貸しオフィス、3Dプリンタを設置した工房等を運営する。ほかに、女性の起業・事業の後押しをコンセプトにした武蔵小山創業支援センターや、学生・若者を含む起業家セミナー等を実施する西大井創業支援センターなどがあり、令和6年5月には、イベントホールや会議室用ギャラリーを備えた五反田産業文化施設（CITY HALL & GALLERY GOTANDA）が新たにオープン予定で、施設間の連携を図りながら展開している。

スタートアップ支援では、五反田バレーアクセラレーションプログラムを実施している。これは、大規模な資金調達や将来的に株式上場を考える、創業間もない企業等を対象に、五反田バレー企業や区内金融機関・事業会社等の協力も得ながら、会社を大きく成長させるための経営ノウハウの習得、事業計画のブラッシュアップ、資金調達支援、企業間の交流支援などを進めるもので、本プログラムを起点として、区内スタートアップ企業のネットワークづくりを後押ししている。

### 【各委員からの主な意見】

- モンゴル高専卒業生が就職後も区に定着するよう、卒業生や企業への支援はもちろん、地域との交流等も含めて取り組まれない。
- デジタル人材育成講座について、受講対象者や習得スキルの拡充を検討されたい。
- 各創業支援施設について、既に稼働率がかなり高い状況にあるものの、利用者数をさらに増やすことができるよう、引き続き工夫されたい。また、各施設から輩出された企業の成長や実績等の周知にも積極的に取り組まれない。
- 五反田バレーを含む、ベンチャー企業・スタートアップ企業への支援をさらに推進し、品川区の魅力の向上や発信に努められたい。

## 3. 都市型観光について

コロナ禍後の観光事業の活性化という観点で、水辺のにぎわい創出やインバウンド施策などについて、調査・研究を行った。

### 【調査項目の概要】

令和2年度以来落ち込んでいたインバウンドは、令和4年10月以降の新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の大幅な緩和により顕著な回復傾向を見せた。令和5年5月には5類感染症に移行したことで、当初予定の事業は実施できている。

主な集客イベントには、実行委員会との共催によるしながわ水辺の観光フェスタ、「あつまれ！えばら」との同日開催により相乗効果を上げるにしこやまつり、商店街に隠された謎を解くまち歩き等の体験型イベントなどがある。

情報発信・PRでは、しながわ観光大使のシナモロール、観光大使見習いのハタチの龍馬等のキャラクターを活用し、YouTube等のWeb媒体や、パンフレット等の紙媒体を用いた発信を実施している。また、区内での撮影誘致によるロケ地への関心度は高く、フィルムコミッション専用サイトの閲覧数は多い。

現在、区では水辺の利活用に力を入れている。主には、目黒川イルミネーション、おもてなし舟運事業、しながわクルーズ、屋形船サステナブルクルーズ、「しながわ」宝探しの旅等で、このうち、しながわ観光協会の自主事業である「しながわ」宝探しの旅は、台場小学校5年生を対象に、小学校の意見を取り入れた学びにつながる乗船体験とまち歩きを、授業として試行実施する。

インバウンドに対しては、各国・各地域のインフルエンサーによるSNS等での情報発信や、品川区・大田区・川崎市の3自治体連携で、海外旅行会社向けの冊子やネット記事

によるPRを行った。また、ゲストハウス利用者向けの文化体験ウォーキングツアーも、コロナ禍ではオンライン開催もしながら、日本文化や生活習慣等の体験型ツアーを継続している。

今後は、水辺の利活用については関係部署と連携しながらハード・ソフト両面での施策を推進すること、また、区内には単独で集客力を持つ観光資源が乏しいため、地域資源を活用し、効果的なPRにより知名度の向上を図ることが課題である。

### 【各委員からの主な意見】

- コロナ禍前後でインバウンドの状況は大きく変わっているため、これまでの区の施策を活かしつつ、現状をしっかりと捉え見極めながら、課題の整理や今後の展開につなげられたい。
- フィルムコミッションについて、映画のロケ地等の誘致活動に一層力を入れ、取り組まれたい。
- 「しながわ」宝探しの旅について、子ども、教員、地域住民等の様々な意見や感想を聞き取り、今後活かされたい。また、実施校の拡大も検討されたい。
- 拡散力の高いZ世代に向けた視点を持ちながら、SNSを活用した施策の展開に取り組まれたい。

### (参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和 5年 7月 4日	所管事務調査項目決定
令和 5年 8月21日	「都市型観光について」調査・研究
行政視察 令和 5年10月30日 ～ 令和 5年11月 1日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 ・ 山口市役所：地域づくり交付金について ・ 福岡市役所：水辺のにぎわい創出について ・ 長崎市役所：観光施策について
令和 6年 1月22日	「町会・自治会支援について」および「中小企業支援について」調査・研究

令和6年5月13日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

厚生委員会

委員長 松永 よしひろ

### 厚生委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

厚生委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほか、所管事務調査として、「高齢者福祉について」、「障害者福祉について」および「精神保健について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

#### 1. 高齢者福祉について

地域共生社会の実現に向け「重層的支援体制整備事業」、「孤立・孤独対策」、「認知症対策」および「フレイル予防」について、調査・研究を行った。

初めに、「重層的支援体制整備事業」および「孤立・孤独対策」を取り上げ、理事者からの説明の後に、委員による質疑を行った。

重層的支援体制整備事業については、機能連携型の包括的相談支援体制を確立し、地域共生社会の構築とともに、望まない孤独・孤立を発見し伴走しながら支援するという区の方針のもと、属性を問わない支援、参加支援および地域づくりの3つの支援を一体的に実施するため包括的相談支援事業、多機関協働事業などの5つの事業を推進していくとの説明があった。また、事業を開始した令和3年度からの課題整理、庁内検討会や協議会による仕組みづくりの検討、職員向けの研修などの区の取組状況や令和7年度の本格実施に向けた今後の予定などについて説明があった。

孤立・孤独対策については、重層的支援体制整備事業と併せて、品川区地域福祉計画に組織横断的な取組として位置付け、自殺、DV、虐待、不登校、孤立死等の背景にある「望まない孤立・孤独による心身への影響」を支援施策の推進により取り除いていくとの区の方針が示された。国の「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」への参加により、各参加自治体と施策情報の共有を図りつつ、調査や活動団体へのヒアリング等による実態の把握や分析を行い、新たな施策の検討・推進を進めていくほか、学識経験者や民間団体等との協議会の設置、品川区版シンポジウム開催による情報発信を予定しているとの説明があった。

その後の質疑では、委員より「効率的かつ効果的な相談・支援体制の仕組みづくり」、「自発的に相談ができない方を支援につなげるためのアウトリーチの検討」などの意見があった。

続いて、「認知症対策」および「フレイル予防」を取り上げ、理事者からの説明の後に、委員による質疑を行った。

認知症対策については、認知症高齢者と共に生きる総合的な施策を「共生」と「予防」の2つを軸に推進していくとして、認知症サポーターの養成やオレンジフェスタの開催などにおける事業内容や実績、もの忘れ検診における検診実施場所の拡大や訪問看護師による検診後支援強化、今年度の新規事業である高齢者補聴器購入費助成事業における申請状況や助成件数等の進捗状況などについて説明があった。

フレイル予防については、健康寿命の延伸を目指して、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みへの支援のための事業の充実を図っていくとして、主な事業である運動系介護予防事業、認知症予防事業、および栄養改善事業の各事業内容とその実績について説明を受けた。

その後の質疑では、委員より「介護予防事業における男性参加者促進のため、関心が得られやすいeスポーツなどの活用」、「自主的な予防習慣のきっかけづくりのため、脳の健康チェックなどのさらなる取組の推進」などの意見があった。

## 2. 障害者福祉について

障害者への理解および障害者活躍の推進のため、「就労支援」について、調査・研究を行った。

理事者より、就労意欲がある障害者が個性と能力を発揮することができるよう、多様な就労機会の確保および就労支援の充実を図るとともに、就労が継続できるよう支援していくとして、障害者就労支援事業および障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスの支援内容とその実績、福祉ショップ「テルベ」の運営状況、令和6年度に実施予定の超短時間雇用推進事業などについて説明を受けた。

その後、委員による質疑が行われ、委員より「障害サービス受給者証の取得から就労移行支援事業所の利用に係る一連の手続きの迅速化」、「区内や庁内における障害者の就労機会の創出および確保」などの意見があった。

## 3. 精神保健について

誰一人として自殺に追い込まれることのない地域社会づくりを目指し、メンタルヘルケアを中心とした「自殺防止対策」について、調査・研究を行った。

理事者より、精神保健事業について、うつ病対策を中心に保健センターにおける健康相談訪問事業やメンタルサポート事業などの取組や実績の説明があった。

また、自殺対策事業については、自殺死亡率の推移などの区の自殺の現状に基づき自殺対策計画の進捗状況や数値目標等、自殺予防の啓発等事業、自殺企図者等への相談支援の取組などの説明を受けた。

その後、委員による質疑が行われ、委員より「区の自殺対策施策の広報・周知のため、キャラクターを用いるなどPR手法の検討について」などの意見があった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和5年7月4日	所管事務調査項目決定
令和5年11月7日	「高齢者福祉について」調査・研究
令和5年11月28日	「精神保健について」調査・研究
令和6年1月22日	「障害者福祉について」調査・研究

令和6年5月13日

品川区議会議長

渡辺 ゆういち 様

建設委員会

委員長 新妻 さえ子

### 建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「住宅に関することについて」、「公園に関することについて」および「水辺の活用について」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

#### 1. 住宅に関することについて

マンションの管理運営支援、居住支援事業としてセーフティネット制度・居住支援相談会、そして、空き家対策について、調査・研究を行った。

理事者から、マンションの管理運営支援として、管理状況届出制度や管理計画認定制度の内容について、居住支援事業として、セーフティネット制度は、制度の概要、セーフティネット住宅の登録基準や家賃低廉化補助の内容について、居住支援相談会は区で実施予定の相談会の案内について、空き家対策として、区内の空き家の現状や空き家の利活用策について説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「マンションの耐震化について、より一層支援していただきたい」、「優良なマンションがさらに増えるよう、管理計画認定制度の申請の働きかけを進めていただきたい」、「セーフティネット制度について、専用住宅の登録がされるよう、取組みを進めていただきたい」、「空き家をセーフティネット住宅として活用する取組みについて研究していただきたい」などがあった。

#### 2. 公園に関することについて

区内の公園の利用に関すること、整備・改修、東品川海上公園で導入される Park-PFI について、調査・研究を行った。

理事者から、公園の利用に関して、区に寄せられている意見、利用ルール、ボール遊びができる公園、公園内の暑さ対策について、公園の整備・改修として、計画作成時における区民意見の反映、子どものアイデアを活かした公園づくりについて、Park-PFI として、事業導入の目的・方向性や、事業導入によって考えられるメリット等について説明を受け、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「利用ルールの周知について、禁止看板ではなく、促すような看板を増やしていただきたい」、「Park-PFIによって設置する施設が地域コミュニティの場にもなるよう、民間事業者だけでなく、地域の方々とも話し合いながら検討を進めていただきたい」、「町会内に公園がない地域に公園が設置されるよう、積極的に取り組んでいただきたい」、「砂場での暑さ対策を講じていただきたい」などがあった。

### 3. 水辺の活用について

品川区の水辺空間の整備、水辺の利用促進に向けた取組、そして、策定予定の（仮称）水辺利活用推進計画等について調査・研究を行った。

理事者から、区内の水辺空間の整備として、区有船着場の整備・運用状況やヒカリの水辺プロジェクトの実施状況、河川の水質改善のため目黒川や立会川において区で実施してきた対策について、水辺の利用促進として、令和4年度に都と連携して行った舟運社会実験や、水辺を活用した区内のイベントなどについて、（仮称）水辺利活用推進計画として、計画策定に向けた検討の概要等について説明があり、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「品川区内の取り組みに留まらず、近隣区、都、国等と連携して広がりのある取り組みを行っていただきたい」、「水辺の利用者の声を多く聞いて、より水辺を活用しやすくなるようなルールづくりや施設整備等を検討していただきたい」、「（仮称）水辺利活用推進計画の策定にあたっては、水質改善等について都と協議・連携しながら進めていただきたい」などがあった。

#### （参考） 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和5年 7月 4日	所管事務調査項目決定
令和5年11月 8日	「水辺の活用について」 調査・研究
令和5年11月28日	「公園に関することについて」 調査・研究
令和6年 1月22日	「住宅に関することについて」 調査・研究

令和6年5月13日

品川区議会議員  
渡辺 ゆういち 様

文教委員会  
委員長 つる 伸一郎

### 文教委員会における所管事務調査の取組状況について(報告)

文教委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「放課後の子どもたちの過ごし方について」、「子育て施策について」、および「いじめ対策について」を調査・研究事項と決定し、取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

### 記

## 【調査項目1:放課後の子どもたちの過ごし方について】

〈概 要〉

### ○児童センターについて

児童センターとは、小学生から中高生、乳幼児親子まで、地域の子どもたちや親子が自由に使える遊びの場となっている。月曜日から土曜日、午前9時から午後6時までを基本に開館している。各児童センターでは、卓球台、一輪車、スラックライン、各種遊具、楽器などを揃えて、子どもたちが自由に利用できるようにしている。

通常事業例として、ティーンズミュージカルや、動画作成、バンド活動、ものづくり等、各館で特色のある事業を展開している。

### ○すまいるスクールについて

すまいるスクールとは、学校内にある放課後の子どもたちの居場所であり、1年生から6年生まで、登録を行えば利用をすることができる事業である。月曜日から土曜日、放課後から午後7時まで登録区分に応じて利用が可能である。区立学校の中で活動していることにより、学校内でフリータイムや学習タイム、教室・イベントなど、子どもたちが学校施設を使用して様々な遊びや学びができるようにしている。

すまいるスクールは全児童放課後等対策としてすべての子どもを受け入れることとしており、インクルーシブで事業を実施している。

### ○こども冒険ひろばについて

こども冒険ひろばでは、専任のプレイワーカーを設置し、泥んこ遊びや工作といった自由な遊びができるほか、各種イベントの実施等により、子どもたちの遊びを応援している。現在、北浜こども冒険ひろば、しながわこども冒険ひろばで実施していることに加え、荏原地区外遊び推進事業では、3か所の公園で事業を実施している。

### ○すまいるスクールおよび児童センター以外での過ごし方について

放課後に過ごしている場所については、児童センターのあり方検討におけるアンケートデータにおいて、自宅が一番多く、学習塾・習い事、クラブ・部活動の順番で割合が高くなっている。

### 〈委員の主な意見〉

- ・児童センターについて、不登校支援などの検討と併せて、特別支援児や自宅では過ごせないような障害のあるお子さんの居場所としての検討も今後行っていただきたい。
- ・子どもたちに寄り添いながら、成長を支援していくプレイワーカーの役割などをしっかり把握していただくとともに、専門的な見守りとしてのプレイワーカーの育成と配置を今後進めていっていただきたい。
- ・こども冒険ひろばの荏原地区への拡充においては、子どもたちの自由な発想を持ち、子どもたちにとってのよい遊び場となるような視点を取り入れていただきたい。

## 【調査項目2:子育て施策について】

### 〈概 要〉

区では、全ての妊産婦と子育て家庭が、安心して妊娠・出産・育児ができる地域社会を創ることを目的として、しながわネウボラネットワークを展開している。

「全ての妊産婦と子育て中の保護者が気軽に相談でき、助言や情報提供を受けることができる身近な相談の場を作る。」、「ステージに応じて必要な支援が受けられる、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の仕組みを構築する。」、「産前・産後の支援や一時預かりなど、これまでの取組で希薄であった支援の実施やニーズの高い事業の拡充を図る。」以上の3点を目標として掲げ、事業を開始している。

### ○しながわネウボラネットワークの体制について

現在、保健センター、健康課において、妊娠期からの相談事業を実施しており、妊娠届を出された全妊婦を対象に、助産師等の資格を持った妊産婦ネウボラ相談員が、母子保健、子育て相談についての情報紹介をし、面接後にお祝いの品である出産・子育て応援カタログを贈呈する流れで支援が開始される。同時に、児童センターとして、子育てネウボラ相談員を別途設け、子育て全般に関わる相談を幅広く受け付けている。

このように、母子保健部門と児童福祉部門が、相互に連携をする相談体制にて実施している。そして区の関係機関やその他関係機関が母子保健部門と児童福祉部門の相談体制を取り囲むような関係性が、しながわネウボラネットワークとしての体制となっている。

### ○子育てネウボラ相談事業について

しながわネウボラネットワークにおける、子ども未来部所管の中核となる相談事業として、子育てネウボラ相談事業を実施している。保健師、看護師、教員、保育士等の資格を持った子育てネウボラ相談員を児童センターに配置し、子育て全般の相談を受け、子育て期の育児に関する様々な悩みや不安に対応している。配置している児童センターについては、令和5年度に11館と、地域バランスを考慮しつつ、配置館を随時拡大している。

令和5年度の新規の取組として、1歳の誕生日を迎えるお子さんを育てるご家庭に対してクーポン等を支給する、都の「とうきょうママパパ応援事業(バースデーサポート)」を活用し、子育てネウボラ相談員の地域における相談機関としての認知度を上げ、身近なかかりつけ相談機関の役割を強化していく事業を令和5年12月より開始していく。

### ○産後の家事育児支援の利用助成について

心と体のケアに対応できる家事育児支援のヘルパー(産後ドゥーラ)の利用に対して、サービス利用費の一部を助成する。家事育児支援ヘルパーの事業者は、産後の母親等に対し、家事育児支援、相談対応、妊産婦の心と体のサポートなどを行っている。対象として、区内在住の生後1歳になるま

でのお子さんを養育している方で、支援サービス1時間につき、2,700円を助成している。

平成28年度の事業の開始から段階的に制度を拡充している。具体例として、対象者を妊娠・出産した母親のみの対象から、父親を含む対象児童を養育している方への拡充、対象児童は、生後6か月から生後1歳まで、多胎児は妊娠中から3歳児までに拡充、助成額では、1,000円から2,000円、現在の2,700円への段階的な助成額の増額や、上限時間の引き上げなどを実施した。

#### 〈委員の主な意見〉

- ・子育て世代に行政サービスの情報が行き届くよう、保育園や児童センター等に行くことで得られるリアルな空間での情報と、SNSなどで得られるバーチャルなどでの情報に関して、周知の強化・徹底を行っていただきたい。
- ・子育て中の悩みを一人で抱え込まず、気軽に相談ができるような観点も含めた周知や啓発、分かりやすい制度の紹介・広報を行っていただきたい。
- ・相談支援における、保護者が相談した内容に関して、各関係機関の情報共有などの連携の強化策について、今後検討をしていただきたい。

### 【調査項目3:いじめ対策について】

#### 〈概要〉

本区はいじめ対策においては、「いじめ根絶宣言」、「品川区いじめ防止対策推進条例」、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」などをもとに、教育委員会・学校がそれぞれ取り組みを行っている。

#### ○教育委員会の取り組みについて

教育委員会における、いじめを受けている児童・生徒への支援として、目安箱、まもるっち、アイシグナル、専用電話の4つの相談ツール・窓口を用意している。相談ツールや窓口に寄せられた相談については、HEARTSが関わり、対応をしている。

また、条例に基づき、品川区いじめ対策委員会、品川区いじめ根絶協議会の2つの組織を設置している。

#### ○学校の取り組みについて

特に令和5年度においては、「いじめを許さない学校づくり」を念頭に取り組みを行っている。様々な未然防止の取り組みとして、いじめ防止プログラム、学級診断アセスメント、品川教育の日、いじめ防止推進デー、いじめ根絶バッジ、児童生徒役員懇談会などを実施しており、学校での取り組みを通じて、児童・生徒の啓発活動を行いながら、いじめの未然防止に努めている。

#### ○現状の課題・今後の取り組みについて

現状のいじめ対策の課題として、「いじめを許さない学校風土の醸成」、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の強化」、「いじめ予防に関する教職員の対応力の向上」等があげられる。

これらの課題に対応するための今後の取り組みとして、「いじめ予防プログラムを用いた授業」、「1人1台端末を活用した科学的根拠に基づく調査」、「段階に応じた教職員研修」などを実施していく。また、区長部局とも連携を図り、いじめ情報の一元管理のほか、事案の情報共有を行い、いじめの早期解決を図るよう努めていく。

#### ○今後の教育委員会の対応について

これまで教育委員会として、いじめが起こった際の支援を中心に行っており、学校では予防の段階から児童・生徒への啓発や指導を行ってきた。今後は、児童・生徒一人ひとりがいじめについてしっかりと理解したうえで、被害者にも加害者にもならないようにすることや、周囲の児童・生徒がいじめを発見したときに、いじめを止められるようにすることが大切だと考え、新規事業を通して、良好な学校風土を築いていけるよう、学校への支援に努めていく。

〈委員の主な意見〉

- ・目安箱の設置場所については、学校現場の教員や、生徒たちの意見を含めながら議論し、効果検証をしていただきたい。
- ・大阪府寝屋川市にて実施している、ポスト投函でのいじめの情報提供のはがきなど、いじめ加害者への視覚的な抑止策や、いじめは犯罪で、いじめは恥だという風土をつくり上げていっていただきたい。
- ・教員へのフォロー体制として、いじめの問題を教員が一人で悩みを抱えることが無いよう、教員が相談できる環境・全員で解決する雰囲気づくりなど、学校全体、教育委員会全体で教員たちのケアを行っていただきたい。

【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

実施日	調査内容
令和5年 7月4日	所管事務調査項目決定
令和5年 11月7日	○放課後の子どもたちの過ごし方について 調査・研究
令和5年 11月28日	○子育て施策について 調査・研究
令和6年 1月22日	○いじめ対策について 調査・研究